

## 安芸市災害時協力井戸登録制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震、豪雨等による災害（以下「災害」という。）の発生時において市民等（災害の復旧等に係る活動に従事している者を含む。以下同じ。）の生活の用に供する水（飲料水及び調理に使用される水を除く。以下「生活用水」という。）を確保するため、災害時協力井戸を登録することに関し必要な事項を定める。

### (登録の要件)

第2条 災害時協力井戸として登録できる井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 継続的に使用することが可能な井戸であること。
- (3) 井戸水をくみ上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること。
- (4) 井戸枠等があり安全に使用することができる井戸であること。
- (5) 災害の発生時において市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されていること。
- (6) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (7) 別表1に定める水質基準を満たしていること。
- (8) 井戸の周囲に水を汚染するようなものがないこと。
- (9) 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び所有者等の氏名を公表できること。

### (登録の申出)

第3条 災害時協力井戸として登録しようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申出があつたときは、審査を行い、登録の可否を決定し、災害用井戸登録決定等通知書（様式第2号）により所有者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、所有者等に所定の登録標識（以下「登録標識」という。）を交付するものとする。

### (遵守事項)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた所有者等（以下「登録者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害時は、市民への生活用水の円滑な提供に努めること。
- (2) 前条の登録標識を災害時協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示すること。  
(水質検査等)

第6条 市長は、第4条に規定する申出があったときその他必要があると認めるときは、災害時協力井戸について、別表に定める水質基準の検査及び周辺状況等の調査を実施するものとする。

(公表)

第7条 市長は、災害時に市民等が災害時協力井戸を活用できるようにするため、災害時協力井戸の所在情報等の公表を行うものとする。

(登録期間)

第8条 災害時協力井戸の登録期間は、第4条第1項の規定による登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 前項の登録期間は、登録者から更新をしない旨の申出があった場合を除き、1年ごとにこれを自動で更新することができるものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録取消申出書（様式第3号）により災害時協力井戸の登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を取り消したときは、災害時協力井戸登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、第4条第2項の規定により交付された登録標識を市長に返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表

項目	基準
PH値	5.8以上8.6以下
臭気	異常がないこと。
色度	5度以下
濁度	2度以下

様式第1号（第3条関係）

災害時協力井戸登録申出書

年 月 日

安芸市長 様

住 所  
申出者 氏 名 印  
電話番号

災害時協力井戸として登録を受けたいので、安芸市災害時協力井戸登録制度要綱第3条の規定により、下記のとおり申し出ます。

なお、登録に当たっては、下記の協力事項について同意します。

記

井戸の所在地	
井戸の種類	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ式
井戸の所有者	印
井戸の管理者	※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください

【協力事項】

- 1 可能な範囲内での災害時における市民等への井戸水（生活用水）の無償提供を行うこと。
- 2 市が行う災害時協力井戸に関する下記の情報の公表を了承すること。

(公表可能な情報) <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 所有者名 <input type="checkbox"/> 管理者名（※ 管理者がいる場合） <input type="checkbox"/> その他井戸に関する登録情報
(公表可能な対象) <input type="checkbox"/> 周辺の自主防災組織や町内会等への情報提供 <input type="checkbox"/> 安芸市ホームページ等による広報

災害時協力井戸登録決定等通知書

第 号  
年 月 日

様

安芸市長



年 月 日付で申出のありました災害時協力井戸登録申出については、下記のとおり決定したので、安芸市災害時協力井戸登録制度要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

登録します

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 井戸の所在地

(4) その他

①災害時協力井戸については、災害時に市民が井戸水を生活用水（飲用を除く。）として利用できるよう、井戸の所在地及び所有者又は管理者氏名を公表します。

②井戸又は井戸水に異常が認められる場合や井戸の改修、撤去、譲渡を行った場合は、市へ報告してください。

登録しません

登録申出のありました井戸につきまして、申出内容を精査いたしましたが、災害時協力井戸としての登録要件を備えていないものと判断いたしました。

様式第 3 号 (第 9 条関係)

災害時協力井戸登録取消申出書

年 月 日

安芸市長 様

申出者 住所  
氏名 ㊟  
電話番号

私が所有又は管理する下記の井戸について、災害時協力井戸の登録を取消したいので、安芸市災害時協力井戸登録制度要綱第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、申し出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 井戸の所在地
- 4 理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

災害時協力井戸登録取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

安芸市長 ㊟

下記の災害時協力井戸については、登録を取消すことに決定したので、安芸市災害時協力井戸登録制度要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 井戸の所在地
- 4 理由